

令和7年度 第2回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年3月12日（木） 午後1時30分～午後2時30分

場 所：藤枝市役所 西館5階 大会議室

出席委員：永田委員長 村松副委員長 榛葉委員 高山委員 伊村委員 萩原委員
小澤委員 鈴木委員 村田委員 家城委員 増井委員 杉田委員 渡邊委員
渡邊委員 土肥委員

議 事：(1) 特定教育・保育施設の確認について

事務局から資料について説明

委 員 長：このことについて、ご意見やご質問がありましたら発言をよろしくお願いいたします。

委 員：施設側は、現状を反映して利用定員を減らそうということですが、減らすことで何か園にとってメリットがあるとか、何かそれ以外に意味あるのかという点についてお聞かせください。

事 務 局：各園には、国で定めた保育給付費が支払われております。保育給付費は、園児の人数に応じた給付費となっており、この単価は、保育士や幼稚園教員の人件費の他にも、各施設の管理運営に係る管理費の部分が算定をされております。そのため、全体に係る管理費を定員で割った金額が1人当たりの給付費として算定されているため、利用定員に対して利用する園児が少ない園は、管理費部分の収入が少なくなってしまうことが発生します。そのため、利用定員が少ない施設に対しては、1人当たりの保育単価が設定されることとなっており、在園する人数に合わせた利用定員に設定することで、園の良い安定的な運営に資するというようになります。

委 員 長：他に御意見はないか。質問等がないようなので、議事(1)については了承いただいたということでよいか。

委員一同：異議なし。

委 員 長：ありがとうございます。それでは次に協議事項2の乳児等通園支援事業の認可についてを議題とします。ご説明をお願いいたします。

議 事：(2) 乳児等通園支援事業の認可について

事務局から資料について説明

委員長：このことについて、ご意見やご質問がありましたら発言をよろしくお願ひいたします。

委員：例えば、定員が10人で、配置基準とか面積基準では15人まで入れるとなった場合、あと5人の余裕があっても、定員を越してしまう場合、受け入れはだめということか。

事務局：既に利用定員を超えている形になりますので、その場合は対象から外れます。通常の保育には定員を超えて数年間保育ができる弾力化がありますが、余裕活用型の場合は、定員を超えてお子さんを預かることができないのでご理解ください。

委員：事業重要事項説明書及び運営規定の部分あるいは危機対応マニュアルは、内容が重要と思っているが、審査はどのようにされているか伺います。

事務局：今回提出されている事業所は、既に施設として提出されているものに、こども誰でも通園制度の内容が記入されているかの判断をしております。確認する体制は複数人でのチェックを行っております。

委員：どれくらいの人数を受け入れられるかは把握していますか。

事務局：公立園も状況は若干異なりますが、4月以降の入所児童、特に0歳児は年度途中に入所するお子さんがいるため、4月時点では空きがあります。そのため、0歳から2歳それぞれの年齢のクラスにおいて、定員に対して入所者数を差し引いた人数で、保育士が安全に保育できる範囲内で、予約枠の開放をしていくことを考えております。具体的な数字は各園がそのときの状況に応じて判断をする形になります。

3月5日から利用者の申し込みだけを行っており、今20名程度ございますので、その方の対応をできるようにしていきたいと考えております。

次の議題である資料3特定乳児等通園支援事業者の確認で、今回の人数の見込みは、単純計算で今の利用定員から、来年度入所する児童を引くと76人の受け皿が確保されており、昨年度策定しましたこども計画では66人来年度は受け入れを確保したいという計画をしているため、単純計算ではカバーできているものとしている。

ただし、対象者は今年度の4月1日現在、0歳6ヶ月から3歳未満のお子さんは1,800人ぐらい、保育所を通っている方が1,000人ほどいるため、対象者は800人いることになる。実際どのぐらい利用されるかは初めての事業でわからない部分がありますが、今後、スタートし、実績を踏まえる中で、各園に相談しながら受け皿の確保、拡大等を考えていきます。

委員：保育士の配置基準のことを伺いたい。1歳のお子さん6人を1人の保育士が見る基準になっているが実際は難しいと思う。必要人員に対して市の確認人数が園でばらばらであり、市はどのように考えているかお聞きしたい。

事務局：配置基準というものは、最低限の基準になるため、各園によってはそれ以上の人

数を配置している。お子さんの様子に合わせて各園が配置している認識であります。今回は基準に沿っているかの判断をしているところです。

委員：保育士が不足している点に関して、藤枝市はどんな状況なのか教えていただきたい。

事務局：今お子さんが減っていることもあり、待機児童はいない状態です。しかし、各園は配慮が必要なお子さんが増えていく中で職員を配置をしなければならないということ。あるいは園が働きやすい環境作りを進める中で、保育士さんが欲しいという点では市が運営する人材バンクなど保育士の確保について対応している状況です。

委員：一時預かりに関して、例えば親御さんがお子さん預けたいとき、一時預かりとこども誰でも通園制度どちらを使うのか、どういうふうに考えればよいのか教えていただきたい。

事務局：この制度は両方使うことができる施設もあり、両方使うことも可能となっています。

一時預かりが使えるお子さんについては、どちらも使えるため、保護者にとっては利用金額を選びながら使うようになると思います。こども誰でも通園制度の利用は月10時間のため、その枠を超えた場合、一時預かりも使いながら利用していくと思われま

委員長：こども誰でも通園制度は文科省が推奨しており、こどもの権利や発達が順調に進むために、家庭で見ただけでなく、園で1回経験した方がいいという考え方がこども誰でも通園制度です。一時預かりは親が預けたいという福祉の考えになるため厚生労働省になります。こどもが主体なのか親が主体なのかの違いになり目的が異なります。

委員：親御さんはその違いがわかるもんなんでしょうか。

委員長：国が親に見てもらいたいとして YouTube 動画も出している。市の方もPRされていると思う。

他に御意見はないか。質問等がないようなので、議事（2）については了承いただいたということでよいか。

委員一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。それでは次に協議事項3の特定乳児等通園支援事業の確認についてを議題とします。ご説明をお願いいたします。

議 事：(3) 特定乳児等通園支援事業の確認について

事務局から資料について説明

委員長：このことについて、ご意見やご質問がありましたら発言をよろしくをお願いいたします。

委員：0歳児は4月時点で全員が入所するとは限らないので76人の空き枠は月ごとに減っていく可能性があるということですね。そうすると、この76人が減ってしまい、利用したいけれどもいっぱい入れないという可能性があるとするれば、市はもう少し施設が増えてほしいと考えているか。

事務局：こども計画では、66人利用できるように見込んでいるが、利用する数も増えてくることも想定されますので、利用できる施設が増えるように検討していきたい。

委員長：藤枝市はたくさんの園が手を挙げている。今後は余裕活用型でなく、一般型に挑戦する園も出てくれればと思う。

他に御意見はないか。質問等がないようなので、議事（3）については了承いただいたということでしょうか。

委員一同：異議なし。

委員長：ありがとうございます。それでは次に協議事項4の子ども・子育て支援事業計画の変更についてを議題とします。ご説明をお願いいたします。

議 事：(4) 子ども・子育て支援事業計画の変更について

事務局から資料について説明

委員長：このことについて、ご意見やご質問がありましたら発言をよろしくをお願いいたします。

委員：こども計画の中のどこに記載されるのか。

事務局：94ページの乳児等通園支援事業に、量の見込み及び確保方策が記載されており、今は数値のみ表記されておりますが、こちらに今回の内容を加えるような形を想定しております。

委員：代用計画ってというのはどういう仕組みなんですか。

事務局：今回は計画を変更するのではなく代用計画という形をとりますが、本来はパブリックコメントなどで市全体から意見徴収をするものになりますが、今回は通知が出されてから対応できる時間もないため、あくまでも代用計画として認められる対応をとる形になりました。

委員：2つ目の「幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。」に関して、満3歳になったら園に入れたいというお母さんたちがすごく多く、こどもの3歳の誕生日を心待ちにしているお母さんがすごく増えている。園などの施設との連携とこども誰でも通園制度の利用が繋がるということですか。

こどもが園を利用して、お母さんたちの園選びに繋がっているのでは思いませんがいかがですか。

事務局：保護者としてはそのような思いはあると思いますが、目的はお子さんの経験になるので、こどもの成長を促すような制度になってほしいと思っております。

委員長：他に御意見はないか。質問等がないようなので、議事（４）については了承いただいたということでよいか。

委員一同：異議なし。

報告事項：（１） 藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

事務局から資料について説明

報告事項：（２） 令和８年度幼保こ小連携事業について

事務局から資料について説明

報告事項：（３） 令和８年度当初予算・組織の概要について

事務局から資料について説明

（午後２時３０分終了）